

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 12 月 15 日付鳥取県告示第 891 号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

奥田 長藏	岩美郡岩美町大字小田字郷路 417
西垣 静枝	岩美郡岩美町大字小田字ゴフロ 496 の 1
滝尾和市郎	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 516
西垣 秋子	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 518
上島糸右衛門	〃
田中 藤藏	〃
西垣 秋子	岩美郡岩美町大字小田字東南谷 519
西垣幸太郎	岩美郡岩美町大字小田字西南谷 521 の 1
西垣 肇	〃
滝川 清美	〃
瀧山 賀光	〃
瀧山 歳勝	〃
瀧山 春美	〃
田中 豊春	〃
奥田 長藏	岩美郡岩美町大字小田字西南谷 537

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

横田 音吉	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 3
横田 富繁	〃
岸本寿太郎	〃
斎藤 熊造	〃
斎藤 守義	〃
勝山 貞藏	〃
勝山 美忠	〃
上山 関藏	〃
上山 定藏	〃
上山 猛	〃
田口 作治	〃
田口 直藏	〃
田口 豊吉	〃
田口 豊藏	〃
田中 くら	〃
田中 シヅ	〃
田中 貫市	〃
田中秀治郎	〃
田中善太郎	〃
田中 房造	〃
田口 昭夫	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 21
〃	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 26
田中 榮三	岩美郡岩美町大字長郷字猪ノ谷 241 の 34
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字荒金 716
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃

小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字荒金 716 の 1
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字池谷口 753
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃

炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字奥池ノ谷 757
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃
北村 松夫	〃
岡本 爲藏	岩美郡岩美町大字荒金字奥池ノ谷 757 の1
加納 一雄	〃
加納 義治	〃
加納 定巳	〃
岩崎 正人	〃
山口 ふよ	〃
山本 久男	〃
山脇 勲	〃
小林 武光	〃
西垣 十藏	〃
西川 幸富	〃
炭山 幹男	〃
池谷千代藏	〃
北村 鹿美	〃

北村 松夫	〃
-------	---

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課